

県民協働による未利用材の搬出促進事業の拡充について

1. 背景

- ・本事業については、間伐施業において森林内に残置されてきたC・D材といわれる未利用材の搬出を促進し、木質バイオマス資源として利用することにより、低炭素循環型社会の構築及び流木災害の防止に資することを目的として実施してきた事業である。
- ・これまで、搬出された未利用材の量に応じて助成を行っており、地域住民が一体となって積極的に搬出活動が推進されることにより、毎年度、一定量以上の搬出が行われてきた。
- ・その一方、搬出活動は人力が中心であり、近年は搬出に携わる方の高齢化により、安全性や効率性に課題が生じてきたところである。
- ・また、本事業を実施した団体に対するアンケートから、目的に対する成果が認められる一方、重労働であり、搬出機械の購入やレンタルに対する助成が必要であると要望があった。

2. 具体的な見直し内容

今後も事業を継続し、目的の達成に資するため、補助対象を拡充し、搬出機械の購入やレンタルに対する助成を行うことにより課題の解決を図ることとする。

(1) 補助対象について

搬出機械の導入に対する経費

(2) 補助率

1 / 2 以内の額 (上限 1, 500 千円)